

(参 考) 用語の解説

※1 都市計画法第29条に基づく開発許可

【都市計画法第29条】開発行為の許可（一部抜粋）

都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府知事の許可を受けなければならない。

【都市計画法第33条】開発許可の基準（一部抜粋）

都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、基準に適合しており、かつ、その申請手続きがこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

※2 開発許可を不要とする証明書

【都市計画法施行規則第60条】開発行為に関する証明書等の交付（一部抜粋）

建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第29条第1項若しくは第2項が規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

県の「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」により定めた様式により、申請者が行う造成行為が都市計画法に基づく開発許可の必要がないことを証明する「申請書」が提出された場合、県が審査を行い開発許可が必要ないと判断した場合に発行する「証明書」のこと。

※3 建築基準法第6条による建築確認申請

【建築基準法第6条】

建築物の建築等に関する申請及び確認（一部抜粋）

（第1項） 建築主は建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

確認済証の交付を行うことのできる者

- ・ 特定行政庁（北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市以外は福岡県）の建築主事
- ・ 国土交通大臣又は県知事の指定を受けた者…民間の指定確認検査機関
指定確認検査機関が建築確認を行った場合は「確認審査報告書」を作成し、県に提出しなければならない。